

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和4年8月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	元請けの工事において不要となった設備・機器類等の廃棄について
概要	<p>当社元請けの入退館管理設備の更新工事において、工事により不要となった設備・機器類等を産業廃棄物として処理を行う予定です。</p> <p>本工事は、当社元請けの建設工事であり、元請け会社である当社が産業廃棄物処理を進めるという認識でおりますが、問題ないでしょうか。</p>
対応	<p>東京都においては、例えばアンカーボルト等で建物に固定されており、工事による除去が必要な設備等は、廃棄物処理法第21条の3第1項に規定される建設工事に伴い生じた廃棄物として考えており、その排出事業者は元請業者として差しかえありません。</p> <p>一方で、お問い合わせにある「設備・機器類等」が、発注者（資産の所有者等）が所有している備品や什器類等であれば、いわゆる「残置物」に該当します。</p> <p>残置物については発注者に排出事業者としての処理責任があり、その取り扱いに関しては、以下の環境省の通知に記載がありますのでご確認ください。</p> <p>○建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）（平成30年6月22日）</p> <p>https://www.env.go.jp/content/900479535.pdf</p>